

創エネ・省エネ設備設置費 補助制度のご案内



©むさしのフロントあさか

対象設備を設置した方に対して朝霞市が
最大38万円の補助をします。

対象設備

HEMS

(最大1万円)

家庭で使用する電気等のエネルギーの「見える化」に役立ちます

V2H

(最大10万円)

電気自動車等への充電と電気自動車等から家庭等へ給電するために利用

雨水貯留槽

(最大2万円)

※管理組合は最大10万円
雨水を貯留槽に貯めて、庭への散水等に利用できます

また、雨水が道路に流れ出ることを防ぎ、浸水被害の緩和に役立ちます

住宅用太陽光発電システム

(最大10万円) ※管理組合は最大50万円

太陽からのエネルギーを電気に変えて、家庭で使用する電気を利用

定置用リチウムイオン蓄電池

※2kwh以上

(最大10万円)

夜間電力や発電した電力を貯めて、日中や非常時に利用

家庭用燃料電池

(エネファーム)

(最大5万円)

都市ガス・LPガスから水素を取り出して発電し、同時に給湯にも利用

受付期間

令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金)

閉庁日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで
(申請多数により予算額を超えた場合は、受付を終了します。)

対象住宅

太陽光発電システム、 雨水貯留槽、V2H	既存住宅 集合住宅(管理組合)
蓄電池、エネファーム、HEMS	既存住宅、集合住宅

**新築(建替えを含む)
は対象外です!**

設置工事前に
必ず申請してください

詳しくはWebへ!!

朝霞市創エネ・省エネ

検索

問合せ先

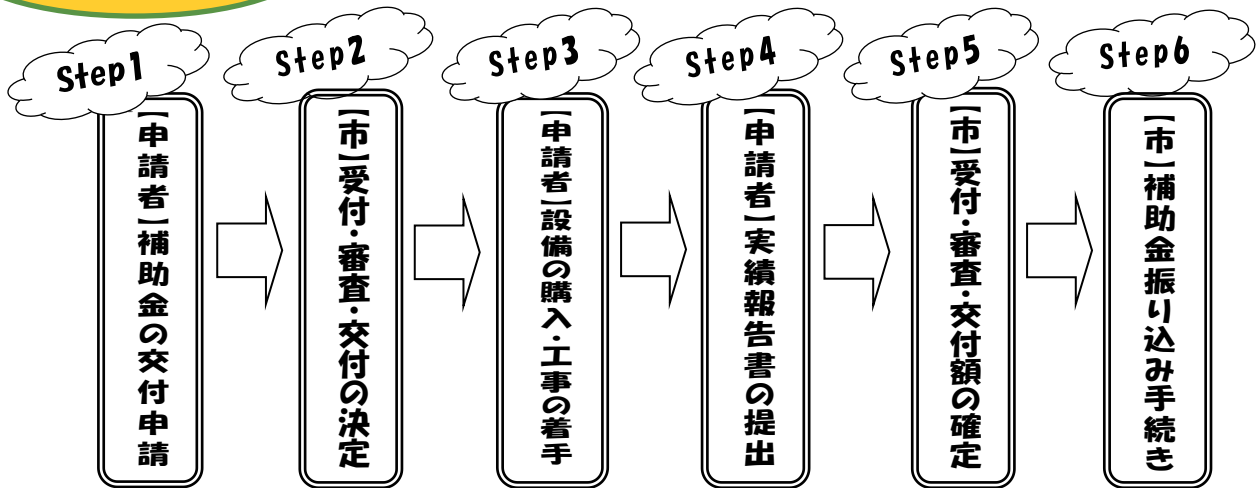
朝霞市役所 市民環境部 環境推進課

電話:048-463-1512

WEB:<https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/14/souenesyouene.html>



申請の流れ



申請対象者

住宅用太陽光発電システム

- ア 市内に住所を有し自ら居住している既存住宅に設置し使用する方
- イ 市内に所在する集合住宅の共有部分に設置し、その発電した電力を共用部分に使用する管理組合

家庭用燃料電池(エネファーム)・定置用リチウムイオン蓄電池・HEMS

- ア 市内に住所を有し自ら居住している既存住宅に設置し使用する方
- イ 市内に住所を有し自ら居住している集合住宅の専有部分に設置し使用する方

雨水貯留槽

- ア 市内に住所を有し自ら居住している既存の住宅に設置し使用する方
- イ 市内に所在する集合住宅の共有部分に設置する管理組合

V2H(ビークル・トゥ・ホーム)

- ア 市内に住所を有し自ら居住している既存住宅に設置し使用する方
- イ 市内に所在する集合住宅の共有部分に設置する管理組合



受付場所

朝霞市 市民環境部 環境推進課

(朝霞市本町1-1-1 朝霞市役所本館5階55番窓口)

※受付は、窓口の直接持参です。

その他

詳しくは朝霞市ホームページをご覧ください。

[トップページ](#)

[くらしの便利帳](#)

[環境](#)

[温暖化対策](#)

[朝霞市創エネ・省エネ
設備設置費補助制度](#)